

「自然の権利」から考える環境問題への取り組み

山口市立図書館嘱託職員 増田倫子

環境保全といわれて私がまず思い浮かべたのは、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨、砂漠化の進行といった汚染の問題。そして「自然にやさしく」「環境を大切に」「地球を美しく」等々の、理念を掲げたスローガン。環境は、現代人ならば程度の差はあれ、誰にでも関心のある問題だろう。オゾン層の破壊一つ例にとってみても、世界の国々がほぼ一致して解決に取り組み始めた、人類共通の試練となっている。

けれども、環境問題は社会的な表面上の現象は理解しやすくとも、「解決への道について何か考えたことはあるか」と問われると答えに詰まる。もし環境ホルモンについて考えようとするならば、有機合成化学や有機塩素の毒性など、自然科学的な知識が必要になるだろうし、環境をテーマに取り上げたテレビ番組をみれば、複雑な図表が用いられていたり数式が使われていたりする。今日の環境問題は科学技術的な世界とは切り離せない問題であり、「環境は理系の領域だ」という、私の勝手な思い込みではあるのだが、その思いを捨て切れないうことで問題をより縁遠いものに考えていた。

「樹木が法廷に立つ」。身近な問題であるはずの環境問題を、そうだと感じる機会が少ないなかで、今回、環境について考える動機付けを与えてくれたのがこの一文だった。南カリフォルニア大学の教授クリストファー・ストーンが書いた論文、「樹木に当事者資格はあるか?」。この論文のなかで彼は、樹木・河川などの自然物に法的権利を与えるべきだという、私には考えも及ばなかった新しい視点から、環境問題へ取り組もうとしている。ただ私たちの周りを取り巻いている存在が、はたして本当に、人間の私と同じ権利を保有しているのか。「自然の権利」という斬新な考え方を適用することで、私の環境問題への関心は今までになく高まった。

ストーンがこの論文は、ウォルト・ディズニー社がカリフォルニア州南部にあるシエラネバダ山脈のミネラルキング渓谷に、大規模なスキー場を開発しようと計画したことに端を発している。スキー場開発が許可を受けたことに対して、この地域を長年保護してきた環境保護団体シエラ・クラブが、許可の取り下げを求めて訴訟を起こしたのである。このとき、シエラ・クラブは徹底して自然の利益を主張する戦術で反対運動を始めたものの、「クラブやそのメンバー自体に何の被害もないのであれば、開発反対を訴える当事者資格も法的根拠もない」と1970年に一度、カリフォルニア州高等裁判所から判決を受けている。そして次にこの訴訟を連邦最高裁判所で審理することになり、それに影響を与える目的で、ストーンがダグラス最高裁判事に送ったものが、前述した論文である。

「歴史上、一度は考えられないとされた思想が、最終的には法律に取り入れられている」と、ストーンは述べている。ユダヤ人、黒人奴隷、女性、子供、ある種の動物などがすでに法的権利を得ており、「今度は自然の番である」と考えたストーンは、「なぜ環境を事物の範疇から取り出し、人間の無制限な搾取から守らないのだろうか」と問いかけた。乳幼

児は自分で自己の権利を訴えることが出来ないけれども、後見人を通して自分の権利の保護を訴えることが出来る。法人は人間の体を持っていないとも法的な人格を保有しており、権利も義務も認められている。この原理を延長するならば、自分のために訴訟を起こすことの出来ない樹木や川などの環境自体も、後見人を伴うことで権利を保有出来ると考えられる、と述べたのである。例えば水質汚濁の場合には、マス、アオサギのどちらをも、被害当事者として考えるべきだと真剣に論じているところが興味深い。

1972年、この事件は結果として敗訴したのだが、ダグラス最高裁判事はストーンの論文を引用し、「自然を保護することに対する大衆の関心は、環境客体に自己の保存のための裁判を提起する資格を与える方向に進むべきであり、この裁判の原告は、シエラ・クラブではなく、ミネラルキング渓谷とする方がより適当だった」と述べている。そしてさらに、アメリカの法廷を川・湖・森林・山脈にも開かれたものにしよう、と続けているのである。ダグラス最高裁判事の見解は少数意見であったとされているが、一見突拍子もないような倫理的な問題を、現実性を持つ社会的制度・法的制度として、可能性を持つことを示した点に、大きな意義があるといえないだろうか。ちなみにシエラ・クラブはミネラルキングの代弁に失敗して敗訴したものの、長期間の訴訟費用がウォルト・ディズニー社にやる気を失わせ、1978年に問題の谷をセコイア国立公園に入れることで終結している。

「自然が権利を持つことが出来るならば、自然が法的保護を受けられるいいチャンスを得られる」という自然のための理論であり、話すことのかなわない自然物に代わって、人間が法廷で弁護をするしかない、というストーン的主張。私はこの理論をととても面白いと思ったのだが、一方で、環境をかつてない範囲まで擬人化したようなこの考え方は、「ばかばかしい」と拒否されてしまえば、それ以上先に進むことの出来ない概念だとも思う。山や川、石ころが自分の身に起こることを気にしているとは思えず、ものを言わない自然物の意思を汲み取ることは、不可能だと考えられるからである。自然物が自分を保護して欲しいと考えているとは限らない。ストーンの事例を取り上げるならば、実はシエラ・クラブよりディズニー社の方が、渓谷の利益を考えていたかもしれないではないかという見方も出来るのである。

けれどもここで、1972年にストーンが、自然物の利益も法体系のなかに入れるべきだと論じた後、アメリカで、1974年から1979年の間に、汚染された川、沼、小川、海岸、樹木の名前で、さまざまな訴えが法廷に持ち込まれていることに注目したい。そのことから、倫理的な問題を一笑にせず、定められた法律の枠組みのなかで、自然の権利を守ることを選び、肯定的に受け止めている人々がいるという事実が認められるのである。日本においても、ストーンの理論、ダグラス最高裁判事の見解、アメリカにおける自然の権利訴訟などを引用して、奄美のアマミノクロウサギ訴訟や、茨城県の大型の雁オオヒシクイ訴訟、諫早湾のムツゴロウ訴訟など、数は少ないものの、1990年代から「自然の権利」の正当性を主張した訴訟が起きているのである。

人間が自然の権利を主張しようとする行為。ストーンの理論を目にしたときから、私は

この行為を起点に、環境と人との関わりについて考えてみたいと思った。法廷に自然物を立たせようとする動機は、それを主張する人により異なるかもしれない。意地の悪い見方をすれば、自然物を原告にするという奇策を用いることで、ニュース価値を与え、問題の所在を人々に広く知らせようとする効果を狙う人もいるだろう。自然自身の権利を保護しようという思想が、結果として人間の利益に一役かう場合もあることは、十分に考えられる。それでも今日、環境自身が義務や責任を負わずに、権利だけを付与されていることを考えるとき、それはつまり、権利が自然物の自己主張ではなく、私たち人間が、自然の権利を保護しようとし、大切に守ろうとしている思いから見出されたものだと思うのである。

前述してきた考え方は、人が実際にどのように行動したかについて記述するのではなく、結局のところ、理想から構成されているものであることは否めない。本当に役に立つのかどうか、環境問題はこれで解決されるのかという問題解決に直接つながるものではない。けれども、人の知性、愛情、誠実さなど内面的な場所から変化が起きることによって、問題解決への糸口にはなるのではないかと考える。重要なのは、問題解決だけではなく、そこに至る努力ではないかと考える。環境にかかわる認識は、人間内部の価値やものの見方に大きく左右される。人間が周囲の環境なり自然とどう関わるのかということ、再考しなければいけないだろう。

参考文献

- ・『検証しながら学ぶ環境法入門』 山村恒年著 昭和堂 2001年
- ・『アメリカ環境訴訟法』 山本浩美著 弘文堂 2002年
- ・『自然の権利』 ロデリック・F・ナッシュ著 筑摩書房 1999年